

民生福祉常任委員会記録

平成26年9月19日

【開催日】 平成26年9月19日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時～午後4時58分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	傍聴議員	山田伸幸
----	------	------	------

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	伊藤雅裕
こども福祉課長	西田実	こども福祉課主査兼保育係長	金子悦美

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案題70号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（こども）
- 2 議案第71号 山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について（こども）
- 3 請願第7号 新ごみ処理施設の民間委託による包括運転に関する請願書

午後3時 開会

下瀬俊夫委員長 時間になりましたので、ただ今から民生福祉常任委員会を開きたいと思っております。前回議案第70号の審査を行っておりました。その

途中から審査に入るわけですが、審査に入る前に伊藤次長のほうから一言御挨拶があるそうなので、どうぞ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 先日の民生福祉委員会の最後の段階で、二本目の条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第28条、設備の基準のところの第7号イ。そこに設備の2階から4階以上までの表があります。この質疑のやり取りの中で、委員長から3階以上この表から、議会として3階以上をこの表から削ることで何か不都合が出てきますかというふうに問われました。それで私のほうが不都合はありませんと答えました。これに対しまして誤解があったらいけないと思ひまして、真意を申し上げ、誤解を解いてお願いをしたいと思ひます。その真意は、議会で判断されることに対しまして、その判断過程で執行部がなかなか口が挟めないという意味で、不都合はありませんと言ったところであります。執行部といたしましては、今回上程させてもらいました条例を原案どおり、ぜひ御承認をお願いしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは配られている資料を説明してください。

西田こども福祉課長 資料1、資料2、資料3がございます。これは議案71号の関係で出したものですが、どうでしょうか71号のときに。

下瀬俊夫委員長 71号かね。そしたら前回配ったアンケートの件を。

西田こども福祉課長 このアンケートでございますが、平成25年の11月から12月にかけて行っております。就学前児童調査ということで、就学前の児童を対象としたものを1,000ほど配布しております。小学生関係の調査を同じく1,000ということでございまして、回収率が就学前児童調査のほうが57.5。そのまま%で57.5%。小学生調査のほうが54.2で、54.2%となっております。小学生保護用と就学前保護者用ということで行わせていただきました。調査項目があるんですけど、親御さんの就労状況とか、御要望等設問で聞いておひまして、今お配りしておりますニーズ調査の結果概要、これはかいつまんだものをお渡りしておひまして、全体はもっと厚くなるんですけども、その中で主な内容について集計したのを載せておひます。見ていただけたらわかるんですけど、2ページにございますように、父親母親の、これが一番の基本に、そういった保育等の需要を考えると大切に思うん

ですが、就労状況ですね。これを見ていただけるとわかるように、フルタイムで就労されている方が27.5%で、介護休業中ではないという方も86.3という。要はフルタイムで就労されている方と、パートで就労されている方の、内容を把握するために行っておりまして、それぞれに母親のフルタイムへの転換希望とか、その下にございますように、そういった方の今後そういった転換希望があれば需要もふえていくであろうというような感覚で、そういった希望も聞いておりまして、3ページにもそういった関係で、現在就労していない母親の就労意向とか、そういったものも載せております。その下にございますように、平日の定期的な教育、保育事業の利用状況ということで、これで現在どういった保育所等を利用されているかということも、これでわかろうかと思いません。それと、3ページの下の方ですが、今後の平日の定期的な教育、保育事業の利用希望。これが一番今後いろいろ量の確定をしていくときに参考になろうかと思えますけれども、こういった結果がでております。公立の保育所が結構多い回答になっておりますし、私立もそれに準じるような結果になっております。それと、後は病時保育の利用希望とか、一時預かり、これは一時的に、今現在は12時間以内で保育をしているんですが、そういった希望も聞いております。後は5ページは放課後児童クラブの利用状況ということで、このたびの一つのメインになっております、高学年の利用状況も、これで推測できようと思えますし、現在実際にアンケート等も行っておりまして、より詳しい結果が出ようかと思えます。後は放課後児童クラブの評価等が6ページに載っておりまして、7ページ、8ページにつきましては放課後児童クラブの意向状況で、平日、土曜日、日曜日、祝日と、そして長期休み、夏休み、冬休み等の長期期間中の意向調査をこれで集計しております。最後の8ページでございまして、これは高学年4年、5年、6年生が対象になろうかと思えますが、その方の平日や土曜日、日曜日、そして長期休業期間中の要望を聞いております。これは概要でございまして、もっと詳細にはございまして、今は主のところだけ抜粋いたしております。済みません、以上です。

下瀬俊夫委員長 何のためにアンケートをとったのかということは、ええんかいね。

西田こども福祉課長 これは、要はこのアンケートのニーズを把握いたしまして、それを子ども子育て支援事業計画の中に反映していこうという目的で、このアンケートを行っておりまして、このアンケートをもとにいる

いろ議論していくということになります。

下瀬俊夫委員長 その結果は、どうするの、出せるの。結果については出せるんですか。

西田こども福祉課長 今その辺の、結果もそのままの数値では、何というか、実際の数値をそのまま使えばいいんですけども、やはりいろいろな修正も、修正というか実際の本当のニーズに近いものにするために、若干の修正がございまして、その辺の作業も含め、今作業中でございます。

下瀬俊夫委員長 今まだ作業中なわけね。

西田こども福祉課長 はい。

岩本信子委員 放課後児童クラブこれに書いてあるんですが、今別にとってますよね、放課後児童クラブは。新聞なんかに出てたけど。それは何年生対象でアンケートされてるんですか。

西田こども福祉課長 高学年用でございまして、現在の3年、4年生、5年生ですね。

岩本信子委員 数とか数字とかは。3、4、5年生を対象に、何人ぐらいをアンケートの対象にしているんか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 回収率が76%。全体の数字としては利用者が28%、約3割弱です。

岩本信子委員 理解できないんですけど。今高学年向けにアンケートされたわけですね。そして、その中で3年生、4年生、5年生、6年生か、までで何枚アンケートを出されて、回収率が76になったのか。わかりますか。

下瀬俊夫委員長 それも出せんのかね。その数字も。

金子こども福祉課主査兼保育係長 在籍数全員に配布しました。（「在籍数」と呼ぶ者あり）ですから児童全員に配布しました。

下瀬俊夫委員長 出せる。ただ、児童クラブについては、まだ条例出ていないから12月ぐらいの話じゃろ。とりあえず今アンケートをとったというぐらいで。

岩本信子委員 児童クラブという条件がありますよね、子供たち、家に保育者がいないという、児童クラブもそうだと思うんですけど、そういう方を対象にとったのか、それとも全員3、4、5、6年生までの子供たちを対象に全部アンケートしたのかということです。

西田こども福祉課長 限定せずに全てのお子さんでございます。

岩本信子委員 先ほど利用の希望者が20何%いたということですか。済みません。ちょっとはつきり。

金子こども福祉課主査兼保育係長 市内の3年生から5年生のお子さんに全員に配布しました。その回収率が76%です。そのうち利用される%が28.何%だったように。はい。

下瀬俊夫委員長 70号に帰ります。70号についていろいろ御意見がありましたら。

岩本信子委員 居宅訪問型保育事業所、第4章のところなんですけど、私これ昨日一般質問させてもらったんですけど、私の理解が違っていたのかなと思って、質問するんですけど、これはただベビーシッターじゃないんですよ。きちんとした、ある程度の設備とか備品とかをそろえた居宅訪問型保育事業者というのが、事業者がいるわけですね。ただ1対1で一人の人が事業者になれるというのではないんですね。この辺を説明していただけますか。

下瀬俊夫委員長 居宅保育わかる。

西田こども福祉課長 居宅訪問型保育事業の職員資格につきましては、必要な研修を受けたですね、だから要は保育士でなくても、そういった経験を有すると市町村長が認めたということが原則でございます。

岩本信子委員 それは前も説明されたからわかるんですけど、この場所ですね、場所。居宅訪問型保育事業をする場所は、居宅に訪問するんじゃない

いんですか。私もちょっと。（「保護者の自宅」と呼ぶ者あり）でしょ。保護者の自宅だと思うんですが、この今の第4章を読むと、どうもそうじゃないよなというのがですね、第38条を見てください。居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品を備えなければならない。これどう解釈したらよろしいですか。ベビーシッターだから1対1で見るから、事業者じゃなくても一人でもそういうことができるのかと思ってたんです。ベビーシッターだと思うから。そうじゃなくて、例えば私立の保育園でもどこでもいいんですけど、それが居宅型もやりますよ、そこから派遣して、保育士を持って行きますよという事業として理解するんですか、それとも1対1で私は居宅型の事業者になりますので申請したいと思います。認可してください。ということはあり得るのかということです。

下瀬俊夫委員長 質問趣旨わかるかいね、わかる。

金子こども福祉課主査兼保育係長 建物がどうだというよりも、お子さんがどういう状況なのかというのがポイントかなと思うんですけど、あの・・・

岩本信子委員 質問は一人でも居宅訪問型事業者になれるのかということです。一人がそういう事業を始めますということで、認可してもらえるのかということです。

金子こども福祉課主査兼保育係長 一人でもできますが、そのお子さんが普通の保育園にも行かれるお子さんであれば、できないと思います。

岩本信子委員 だから一人でも認可されなくちゃ、あのおたくでちゃんと家庭の保育とか小規模保育とか認可されるじゃないですか。そちらの市役所のほうが、その保育園でも何でもそうじゃないですか。そうすると一人で事業を立ち上げたいということで、手を挙げられ方には認可できるんですかということなんです。居宅訪問型保育事業を私は始めますので認可してくださいということが出来るのかということです。

下瀬俊夫委員長 統一見解を出してよ。

西田こども福祉課長 できます。民間事業者等でできます。

吉永美子委員 今のことでお聞きしたいんですが、要は、第38条は行くのは保護者宅なんだけれど、例えば一人でもできるけど、その方が6畳のアパートに住んでいてですよ、そういう事業者としてのきちっと専用区画を設けると書いてあるわけだから、そういうことの設備がきちんと自分のところ、行く先じゃなくて、自分のところできちんとできた人じゃないと、6畳一間に住んでいて、私はベビーシッターで行きますよということではできませんということでしょう。

下瀬俊夫委員長 質問の趣旨はわかりますか。

(執行部協議中)

下瀬俊夫委員長 (「わしが言おう」と呼ぶ者あり) わかりやすく言うか。ちょっと聞いてて。

三浦英統委員 課長いい。要はね、私の家がありましたと。そこに今言う居宅型の保育事業をしたい。その中には第38条の備品もその他もそろえてありますよと。そしたら認可が下りるわけですね。そういう施設が全部あったら。ここにある障害の方、あるいは母親が夜も働く、こういう条件の人は受け入れができますよと、こういうことなんですよ。認可いたただけで。それとも訪問型にして、そこのお宅に行ってするのか。それをはっきり言ってもらわんとやね、今聞きよるのがどっちか意味がわからんから話がぐちゃぐちゃになりよる。(「訪問型だから行くんです」と呼ぶ者あり) その辺をきちっとした答えをください。

河合健康福祉部長 居宅訪問型保育事業につきましては、この保育実施場所につきましては保育を必要とする子供の居宅ということになります。保護者の自宅で1対1の保育を行うという事業でございます。

吉永美子委員 だからお聞きしたいのが、この意味合いですよ、第38条はどういうことを言っているのか。要は、行った先に専用の区画を設けるという意味ではないですよ。だから、自分のところに設けなくてはいけないということですよ。だから言ったの、6畳のアパートに住んでいて、そこで専用区画とかなんかもしないのに、要はきちんと専用の区画を、6畳のアパートの人じゃなくて、ちゃんと部屋を持って、そういうような実施ができる看板を掲げるといふか、きちんと、必要な広さといふのはどういうところまでいふかわからないけど、自分の居るところにきち

んとその事業の運営するために専用のところ、ブースというか、それをちゃんとしていくよということで、6畳アパートに住んでいて、それができるという意味ではないですよ。これは。これが何か理解が難しいというか、必要な広さというのほどのぐらいが必要と捉えるのか、自分が受け入れるんじゃないから、行くわけだから、ここの意味がすごくとりづらいというか、理解しづらいです。

河合健康福祉部長 こちらの第38条で規定されております事務所というのは、保育の実施場所、すなわち、その方の家庭のことではなくて、事業を運営するための事務所のことであると解されます。その事務所におきましては、事業運営に必要な専用区画を設け、また保育の実施に必要な設備及び備品等をそこに備えなければならないとされています。そのことを言っていることでございます。

下瀬俊夫委員長 今のが統一見解じゃろ。

河合健康福祉部長 はい。

下瀬俊夫委員長 今のが統一見解です。ほかに。

石田清廉委員 関連ですけどね。今の説明でわかったんですけど、じゃあ必要な広さとか必要な備品とか、どういう規格、指定があるんですか。

西田こども福祉課長 これがまだそこまで示されておられませんので、ちょっとお答えすることができないです。

下瀬俊夫委員長 規定なし。ほかに。

岩本信子委員 だから、居宅型保育事業をする人は別に保育士の資格がなくても、先ほど言われたように、研修を受けたり講習を受けたりすれば、事業者になれるということで理解してよろしいですか。

河合健康福祉部長 職員資格につきましては、必要な研修を終了し、保育士あるは保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とされているところでございます。

下瀬俊夫委員長 条例の趣旨はそうなんだけど、認可基準として厳しい基準を

設けられるんですか。市町村で。

河合健康福祉部長 この部分につきましては、参酌基準でありますので、市のほうでこの基準についてつくることは可能です。ただ、これにつきましてはこの議案を上げさせていただいたときにも御説明いたしましたが、省令で定める基準を勘案しました結果、本市の実情に、省令で定める基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないというふうに判断いたしましたので、この省令で定める基準と同じ基準を定めるものでございます。以上です。

三浦英統委員 今の保育士と同じような、同等のような基準というのは、どの範囲までが同等に入るんかね。

河合健康福祉部長 この基準については、まだ国のほうから示されておられません。

岩本信子委員 いろいろな基準がまだ示されていないと言われますけど、要は認可の問題なんですよ。市が事業所を認めるか認めないかという基準なんです。それを、これには示されていないと思うんです、一応言ってきておるとおりにすると。それを山陽小野田市になりその基準を設けて、そして要綱みたいなもんですよ、この条例を結局使う。そういうふうなことは定めることはできるんですか。

河合健康福祉部長 この条例の施行規則あるいは要綱等で、そこら辺は定めることになります。

下瀬俊夫委員長 いわゆる準則が、いや国が示した基準が最低基準だと言われてますよね、最低基準であれば、当然それにもっとそれよりも厳しい基準を市町村がつくることについては、別に国のほうからそれはだめよということはないわけですよ。

河合健康福祉部長 そのとおりであります。

下瀬俊夫委員長 まだある。どうぞ。

三浦英統委員 要は、この条例が仮に通ったと仮定しますか。そして基準をその後につくるわけ。まだできていないでしょ。（「まだ」と呼ぶ者あり）

いつごろまでに基準をつくって、皆さんに周知をなさるわけ。

西田こども福祉課長 今言われように、周知する段階ではある程度ないといけないと思います。これは早めに、年内にも早めにつくって、周知と同時に示しできるような形が大切と考えております。

三浦英統委員 まだ準則が来ないと、こういうお話でございすけども、4月から始めるんでしょ。4月から。早くせんともう10月なんですけどね。すぐ。年内にもう準則きますか。準則こんど、ここの山陽小野田市自体がつくらんといけんと、こういう状況になるんだけど、間に合いますかね。

西田こども福祉課長 もう一回その辺につきましては県のほうによく確認しまして、できるだけ急いでやるような体制でいます。

岩本信子委員 これちょっと条例には関係ないのかもわかりませんが、この結局27年の4月から計画をもう立てられて、その計画によって施行していくということになりますよね。どうなんですか。今から計画、もう計画ほとんどでき上がった状況になっているんですか。ちょっとそのところが心配なんですよ。というのが、来年の4月からすると言われたら、今まだ計画が立ちよるような段階で実行できるのかなといつも思うんですけど、ちょっとその辺はどうなんですか。

河合健康福祉部長 事業計画につきましては、遅くとも年内には形にいたしまして、それからパブリックコメントにかけて、3月までには、それを策定するという流れとしてはしておるところでございす。

下瀬俊夫委員長 そうすると事業計画は来年3月に出すということなんですか。

河合健康福祉部長 このペースで行きますと、本当にぎりぎりというところは感じておるところでございす。

下瀬俊夫委員長 ちょっと別のことですが、去年の3月に子ども子育て協議会ができていますよ。4月から多分設置されたと思うんですよ。これが、結局今の事業計画なんかをここで認定していくわけですよ。だから当然ニーズ調査もここが基本的にやると。この中で具体的なものをつくっていくということになっているわけですよ。去年からずっとこ

れが立ち上がってやっているのに、何で事業計画がそんなにおくれるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 事業計画は4月1日にスタートするというので、それまではまだ表に本来出せないものであります。事業計画によって、一遍に事ができるわけではなくて、次第に事をやっていく。進め方等をこの事業計画の中で示すということであります。ですから、3月31日までに何も表に出ると、事業にならんのかなということはありません。

下瀬俊夫委員長 という説明でいいんですか。

河合健康福祉部長 子ども子育て会議は、第8回まで開催しております。現在の進捗状況につきましては、この骨子案が完成しております、今その内容を委員さんの中で吟味していただいているところです。次回につきましては、この計画の基本理念を定め、必要な課題等の抽出を各委員さんをお願いしているところでございますので、それに応じまして、また10月に委員会を開催いたしまして、そこで皆さんに審議していただきまして、何とか骨子案が形となるように、今鋭意努力して進めているところでございます。

下瀬俊夫委員長 結局事業計画というのは、市内の子供のニーズ調査をやった上で、どういう保育事業が必要なのかということ行政が計画を立てるわけでしょ。だからこれが基本になるわけですよ。これが出てこんことには、具体的な事業計画が進んで行かんのだと思うんですけどね。それは来年4月のぎりぎりまで議論を尽くしていくということですね。

西田こども福祉課長 最終期限は来年の3月ですけども、大体の数字はかなり固まりつつございますので、その辺は、大体のそういった予算の関係とかですね、その辺はある程度年内には固めるような形ではしております。いろいろパブリックコメントの中で、いろいろ細かな修正があった場合には、それが最終的には3月までに調整しなさいよという形になっておりますので、粗筋的には固めるような方向でおります。

矢田松夫副委員長 他市の場合は、比較すると、もう既にパブコメをやって、国の基準と当市の基準を出して、どうですかというのを今回出しているんですよ。特に当市においても5回ほど子供会議をやっておられるん

ですからね、それとニーズ調査もしておられるから、それをもとにして山陽小野田市ではこういう国の基準はあるけれども、例えば山陽小野田市はこういう基準で行きますよというのを今回出さんといけんのですよ。それがなくて国の基準だけでやるからやね、今みたいに質問が出る。じゃあこういう場合はどうすると。ちいと遅いんです。

河合健康福祉部長 他市の場合におきましては、この条例自体を、内容をパブリックコメントにかけている団体がございます。ただ、この事業計画をまだどこもパブリックコメントにかけていないとは思っております。事業計画自体をですね。

岩本信子委員 一つお伺いしますが、ここで山陽小野田市子ども子育て協議会条例。これが25年3月27日にできて、そして協議会の委員が20名として、今いろいろと、るるアンケートも調査もされたし、その話し合われていると思うんですけど、その中でちょっとお聞きしたいのが、今ここに市長が委嘱すると書いてあるんですけど、子育て当事者という委員がいるんですけど、それと子育て支援関係者とかいうのがあるんですけど、子育て当事者というのはどのような形で委員になっていただいたんですか、ごめんなさい、ちょっとそこのところだけ聞いてみたいんです。

河合健康福祉部長 子育て当事者につきましては、各保育園や幼稚園のPTAの方が子育て当事者ということになっております。（「何人いらっしゃるの」と呼ぶ者あり）3人です。内訳を言いますと公立保育園の保育会の代表の方、私立保育園のPTAの代表の方、幼稚園のPTAの代表の方となっております。次に子育て支援関係者につきましては、地域活動連絡協議会、いわゆる母親クラブの代表者の方、お話つばきネットワークという民間の団体、エンパワーメント山口という子育て支援の関係の団体の方を選出してしております。

下瀬俊夫委員長 3人ですか。

河合健康福祉部長 3人です。

下瀬俊夫委員長 ほかに。何かある。言いたかったら言わんと。手を挙げて。

三浦英統委員 さっき部長のほうから、他市においてこの条例をパブコメにかけておるといってお話が出ましたよね、今この審査の中で非常に厳しい御

意見も出ておるんですけどね、うちはなぜパブコメにかけないの。かければ今みたいな意見がたくさん出てくると思うんですよ。出てきた段階においては、前回も修正のお話が出た。こういうような修正のお話も出てくるのではなかろうかと、こう思っているんですよ。都会型の基準なんですよね、これ。都市型の基準でございますので、非常に矛盾を感じて、委員の皆さん御意見が出るんですが、パブコメにかければ、若干緩やかな基準にもなってこようかと思うんですけどね、だからそこらあたりの考え方がね・・・

下瀬俊夫委員長 率直に言えば、時間的余裕がなかったんでしょ。

三浦英統委員 そこらの理由をお聞きしたい。

河合健康福祉部長 山陽小野田市におきましては、パブリックコメントに条例をかけるということはしてはおりません。パブリックコメントにかけるのは、事業計画等々をかけておりますので、そこら辺のパブリックコメントの基準自体が他市とは違うということでございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。ほかに。わからんことはちゃんと聞かんと。

岩本信子委員 納得がいかなかったんですけど、保育料のことについてなんです。結局この制度というのは保育園も幼稚園も同じレベルというか、同じその、今からその保育料をこの市が考える場合は幼稚園も保育園も入れて考えるわけですよ、施設をどれだけを今からうちに必要なのかとか、そういうことを計画立てられるんだと思うんですが、その中で保育料は同じにならなくちゃ、同じといたらおかしいんですけど、時間的な単位で言えば同じレベルにならなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけど、保育園だけ、1号認定の方だけは保育園の基準によって決まりますよという言い方されましたよね。それが納得できないんですけど、保育料の、まああの、幼稚園の納めるお金も保育料という名称になるんじゃないですか。ちょっとまずそこから。

金子こども福祉課主査兼保育係長 幼稚園も保育料といいます。

岩本信子委員 だから、幼稚園は行けば高い、高いか安いかはちょっとわからないんだけど、保育料基準は、幼稚園の基準はある、法定基準はあるんだろうけど、それが保育園の法定基準と同じものなんですか、どうなん

ですか。保育園と幼稚園のそこのところ。

西田こども福祉課長 今言われました1号認定で、例えば教育標準時間、これは1日3、4時間という想定です。だから保育料の保護者負担と申しますか、それはかなり通常の8時間とか11時間やる保育料と比べると、かなり開きがあるかと思えます。今言われたのはそれを統一的に見るかということですか。

岩本信子委員 私の考え方とすると、考え方というか、この法律ができたのは、幼稚園に行っても保育園に行っても、まあ保育料の違いというのは多分時間で、4時間、8時間、11時間、それで多分保育料が違うんだろかなと思うんです。でも、きのうの話では、幼稚園は幼稚園としてのもう基準を持って、それぞれの保育園、幼稚園によって全部違うわけでしょう。同じなんですか。統一されているんですか。例えば小百合幼稚園とめぐみ幼稚園と真珠幼稚園とがあるんですけど、幼稚園の金額というのは一緒なんですか、それとも一緒じゃないでしょ。

金子こども福祉課主査兼保育係長 現行では、市内の幼稚園の金額はまちまちです。平均すると恐らく2万円ぐらいではないかと思われれます。

岩本信子委員 それで、保育園のその、結局まちまちというのは、保育園のサービスによるんですよね。違いというのは。例えば送り迎えがあったりとかいろいろあったり、いろいろしたりすると金額が違ってくるということはわかっているんですけど、どう言ったらいいのかな。同じこの法律なら幼稚園も同じ、保育園と同じレベルで考えるんだったら、同じにならんとはいけんのじゃないかって思うんですけど、いかがですか。

下瀬俊夫委員長 あのね。幼稚園と保育園というのは基本的に違うんだっていうことをきちんと言わなきゃ、同じだってなったら困るでしょ。（「同じなんですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、基本的に違うわけだから、それは。だから保育園と幼稚園が同じ保育だと思ってるから、そこは違うんだといわなきゃ。保育料が何か同じように、時間の違いだけみたいな感じになっているじゃないですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）それは違うでしょ。幼稚園は基本的に教育委員会じゃない。

金子こども福祉課主査兼保育係長 幼稚園については余り詳しくわかってはいないんですが、幼稚園は今現行では文科省で、教育ということで、もち

ろん教えてらっしゃる先生は、教諭になるので、今保育園とは大きく違っているのではないかと、制度として違っていると思われま

岩本信子委員 私はわかっているんですよ。保育園と幼稚園の違いは。文科省ともう全然福祉との関係だから。わかっているんですけど、でもさっき言ったように保育園を保育園料というんじゃなくて、幼稚園を保育料という言い方をすると言われたじゃないですか。そこにすごく、じゃあ同じ制度の中で幼稚園も保育園も平たくして、そして幾らいるかということを考えるんだったら、同じにならんとおかしいんじゃないかということを行っているわけです。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 公立幼稚園、埴生幼稚園については公立は新制度に移行します。ところが市内のほかの幼稚園、いわゆる民間幼稚園はこの制度に入るところは今のところありません。ですから、これまでと同じように、私学助成とか就園奨励費とかもらって、そこでまた、今までと同じように幼稚園ごとにそれぞれ違います。所得に応じたということもありません。いろいろなサービスメニューも園によって違います。そういった形で、いままでどおりの形で契約をされて、いわゆる利用者負担、それでも保育料ということをよく言いますが、それを払っていただく。何の変更もないわけでありま

下瀬俊夫委員長 幼稚園の保育料は基本的に一律なんですよ。問題は幼稚園就園奨励費が所得によって違うから、格差がつくというだけの話でしょ。基本的には同じなわけでしょ皆（「はい」と呼ぶ者あり）そういうふうにしちゃんと説明せんとやね。いいですか。

石田清廉委員 細かいことは余り言いませんけど、冒頭おっしゃったこの条例を何とか認めてくださいというお言葉に対して、少し不安を感じる点だけ申し上げますと、いわゆる家庭的保育事業とかそういう小規模なきめ細かい子育てを支援するためのことでしょうか、それについては賛成なんですけども、その基準が曖昧な部分があるということが、まず1点はですね、いわゆる資格ですね。いわゆる市の研修を受けて、ある程度の勉強をすれば資格を与えますよという一つの条件。それから、食事に対しても、栄養士の指導を受けて、子供のための趣向を凝らした食事をつくるのか、非常に曖昧な表現をしているんですね、最も子供の健康、衛生面を考えなければいけない部分が非常に曖昧なんですよ。もし、今全国的にいろんな保育所等で事故が起きてますよね、事件が。そ

うということが起きたときの責任は、この条例だったらどこにあるというのが全くわからないです。それともう1点は利用料ですね。保育料。これも文章が曖昧ですよ。必要に応じて、必要と思われる何かを、文房具とかつけ加えたそれをプラスしますとか、非常に基準が曖昧です。そうすると、保護者あるいは保育園によっては差がある場合があると思うんですよ。A保育園、B保育園、C保育園。いわゆる保護者の負担額が曖昧なんですよ。追加される。全部一緒でしょうけど、追加される分はその都度請求できると書いてある。幼稚園もやけど、そういう曖昧さがどうも気になるんですよ、この条例をそのまま認めるためには。それをすっきりしてほしいんですよ。もしもの、最悪のことを考えて、条例ですからこれは。当面今国の基準に参酌するという言い方かなさらなかったけども、このまま認めたら、何か起きたとき議員も認めたということになる。どうなんですかね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 今言われる部分というのは地域型保育。これから認可は市町村がやります。ということで、認可をする場合にいろんな設備条件やら職員の配置基準をちゃんと守っておるかということもありますけれども、また、それが実際に必要なかどうか、保育の必要量があるかどうかの確認と、それに対応する保育の提供量の確保ということを前提に、要は認めていく、認めていかんということがあります。要はたくさんの方が居宅訪問型、たくさん100人ぐらいやりたいと言われたとします。でも、居宅訪問型保育事業、制度としての保育事業は無認可のベビーシッターとは違って、必要がなければ、それを利用できませんわけでありまして。個別的なケアが必要な子供さん。あるいはここに離島という言葉はないですけど、条例準則では離島において、ほかに代替の保育設備がないとかいう場合、あるいはいろいろ周辺の地域の保育設備の状況でやむを得ん場合とかいう場合であります。ただうちは子供をよそに集団保育させたくないから、金かけてでも居宅訪問型でやらせてくださいと言っても、それは対象にならんわけでありまして。ですから必要量があるかどうかによって、認可もしていくということになるから、そういうことがあるということで、いろんな事業所が全て小規模保育にしても、全て認可するかどうかはわかりません。ただし、認可したと。それで事故があったときはどうなるかと言いますと、これについては事業所の責任です。市が責任を負うことはありません。以上です。

河合健康福祉部長 保育中の事故というのは、決してあってはならぬことわざいいます。またその場合、施設への立ち入り調査等も必要に応じて実施

するなど、事故防止に今後取り組んで行きたいと考えております。また万一事故が発生した場合には適切な処置と、当事者への迅速な対応を図り、またその原因究明ですとか、安全確保及びその後の再発防止を徹底させる指導等を行い、子供の安全安心を第一に考えておるところでございます。

下瀬俊夫委員長 ちょっと違うのは、現在、現行の制度だったら行政が措置して、保育所に委託をするわけだから、事故が起こったら行政の責任になりますよね。新しい制度では私的契約が中心になるから、基本的には保育所の責任になるということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）その違いは明確ですよ。

三浦英統委員 さっきですね、埴生の幼稚園のことを言われましたけれどね、新制度に移行するというのは、ここでいう新制度とはどこに入るんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要は今埴生幼稚園は、先ほど言われました就園奨励費とか子供さんがもらえる、いろいろありますけど、今度は保育所型給付ということで、済みません、施設型給付。「(認定子ども園)と呼ぶ者あり」いやいや、1号。子供さんでいったら1号。幼稚園。特に保育に欠けんけど今までの幼稚園。幼児教育のほう。1号認定ですけど、1号認定で、埴生幼稚園については公立の幼稚園ですから、この制度に入らんよじゃなくて、よっぽどのがなければどこも入るわけでありまして。要は、認定子ども園に移行するんじゃないで、幼稚園は幼稚園じゃけど、この新制度、何といいますか、国が保育単価を決めてそれによって保護者がお金をもらう。もらうのは実際は保護者がもらうんじゃないで、法定受託制度だから、市町村がもらいます。市町村が利用者にかわってもらって、利用者にかわって保育園に払う。市で言ったら運営費であります。委託料じゃなくて。（「みやすうに言うてくれんかの」と呼ぶ者あり）

下瀬俊夫委員長 介護保険と一緒なんよ。介護保険と一緒なんじゃから。（「何と」と呼ぶ者あり）要介護1とか要介護2があるやろうが、だから1号は幼稚園しか行かれんよ。（「それならそうと言ってくれば」と呼ぶ者あり）

岩本信子委員 埴生幼稚園の話が出たので、ちょっとお伺いしたいんですが、

結局、埴生幼稚園は定員には満たしていませんね、いつも5割ぐらいですよ。半分なんです。幼稚園としてはね。今から保育量を、この山陽小野田市の全体の保育量を出されて、そして需要と供給ですよ。供給は施設ですよ。幼稚園の施設が、まあ公立もあるし私立もあるしいろいろ。それから保育園の施設ですよ。それとのバランスだと思うんです。需要と、計画立てられるのは。だから、今のうちはこれだけの需要が、保育量要ります。幼稚園はこれだけ要りますというのを決めて、そしてここで計画を立てられる。そうすると施設の統合じゃなくて、例えばこれだけ施設多いんじゃないとか、ということも逆に出てくる、その保育量の量によっては、施設が多いと、幼稚園多すぎるんじゃないかと、じゃあ公立保育園をなくそうとか、そういうふうなことは起きてくる可能性はあるんですかどうですか。計画を立てたら、施設が多いから、ちょっとこれは計画の中ではのける段階にいかんといけんとかいうことはあり得るんですか、どうですか。例えば今ある部分で、もうその計画で絶対にもう供給量は動かさないとわれれば、もうそれはその計画でいいんですけど、全体の子供たちも減ってくる。全体の量を見て減らさないといけんということになったらどうなるのかということですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 いろいろな考え方があるわけですが、市としてはまだ、いろいろ検討中のところはありますが、まだはっきりせんところはあります。まだ、どうだこうだと今申し上げる状況ではありません。

岩本信子委員 計画では今ある施設、保育園も公立も私立も一緒ですよ、それを全部きちんと使うという計画を立てられるんですか、逆に。普通需要量を見て供給量を決めるんだけど、もう供給されている部分で、計画を立てられるということにするんですか。

河合健康福祉部長 これは5年間にわたる計画でありますので、まず需要がどれほどあるか、それに対して供給をどれだけ見込んでいくかということになります。ですからその段階で全部の児童を考えるのではなく、保育園の、1号認定、2号認定、3号認定の数に応じて、その受け入れの幼稚園、あるいは保育所のところをいかにしていくかというところを見極めていく計画になるということでございます。

三浦英統委員 70号の条例を施行するようになりまして、今の保育園にしても幼稚園にしても定員いっぱいですよ。（「いや」と呼ぶ者あり）余

るぐらい。ただこの70号を施行したときに、小さい保育園がたくさんできる。保育園というか小さい子供さんを預けるところがたくさんできるんですけど、ほかの保育園とか幼稚園に影響が出る可能性が非常に高いですよ、これ。今からの少子化によっては。ここらあたりの対策というのを考えると、ただこの条例を国から出したから条例を通さんといけんというの、何らかの支障が出てくる可能性が非常に高い。ここらあたりの計画、考え方をどういうふうに持っていらっしゃるのか、今後の少子化の問題についてやね、十分に考えんといけん問題なんですけどね、非常に民間を圧迫する、今現状のね。そこらあたりが出てくるんじゃないと思うんですけどね。まあ、その辺の考え方を。

河合健康福祉部長 議案題70号につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めておるものでございます。ということは3号認定ということになります。この条例におきましては、3号認定の受け皿として、小規模保育事業等の認可につきましては市で行いますよということを確認する条例ということになります。ですから、この条例を定めたことと、事業計画とは別個の話になります。事業計画につきましては、この家庭的保育事業等も、いかにどれだけの需要があるかということも見て行きますので、この条例は定めておかなければならないということでございます。

三浦英統委員 事業者がこれ、ふえるんじゃないです。19人まで大丈夫よというはあるんじゃないから。（「これをつくっておかないと受け皿がない。需要を見てから考える」と呼ぶ者あり）

下瀬俊夫委員長 うちはそうでもないんじゃないけど、待機児童を解消するというのが趣旨でしょ、法改正の。だから認定子ども園みたいなのが出てくるわけですよ。幼稚園で保育所ができるような仕組みをつくろうというわけでしょ。そこがどうも曖昧になるとやね、話がややこしくなる。いいですか三浦さん。もうよかろうね。なければこれで質疑を打ち切りたいと思います。自由討議をしたいと思っておりますので、執行部の方は退席をお願いしたい。

河合健康福祉部長 一言だけ申し添えさせていただきます。この条例につきましては、先ほど申しましたように規則あるいは要綱と形で、曖昧さのところを定めてまいりますので、そこら辺を重々御承知の上、御審議のほどをお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員長　そういうふうに言われると、この条例提案までの間に十分部内で協議をされて、最低基準をどうするかという議論をきちんとされた上で、提案されたかどうかなんです。どうも準則どおりになっているというね、ここは提案のときに手を抜いたという感じがするんですけどね。そういうふうにならんように、今後ぜひ頑張ってください。

(執行部退席)

下瀬俊夫委員長　それでは自由討議をしたいと思っておりますので、この取り扱いについて御意見を聞かせてください。

岩本信子委員　この条例は通してもいいんですが、この条例の施行基準とか要綱とかができると思います。それに対してきちんと、子供たちが安心して過ごせる基準を示していただきたいと思います。そういう意見書をつけられたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

下瀬俊夫委員長　意見書。

岩本信子委員　いや、委員会の決議案をです、出されたらいいと思います。

石田清廉委員　この条例を全部認めてしまったら、今の曖昧さは払拭できない。今執行部の方が曖昧な部分をちゃんとして出すからということですから、それを見てやるしかないんじゃないですか。

下瀬俊夫委員長　継続するの。

石田清廉委員　どういうふうに、これを変えてくると、今おっしゃったんですか。

下瀬俊夫委員長　いや、それは。

石田清廉委員　払拭しますということをおっしゃいましたよね。出るときに。先ほど僕が質問したのは、一番大事なことが、子供の安心安全です。同時に保護者の負担、公平性です。その3点が非常に曖昧な状況の言葉が、表現が、条文としてはこういう表現しかできないのかもわからんけど、もう少し具体性を持った条文にしてほしいなと思います。

下瀬俊夫委員長 どうなの、事務局。これ以上何か出るの。

古川事務局長 基本的に条例があつて、それを動かすために施行規則、その下に要綱があります。本来ですと条例が出る時にある程度、施行規則の形になっていなくても、考え方としては出るのが筋なのですが、この法律自体国が急につくったので、今どこの市においても、条例は準則でいき、後の施行規則なり要綱については暗中模索の状況であろうと思います。石田議員が言われたようなことは、この条例をどのように動かすかですから、それは施行規則に委ねる形になると思います。ですから、施行規則や要綱を早い時期に執行部のほうに示させて、委員会の所管事務調査の中で速やかに、議員さんが持っていらっしゃる雲がかかったようなのを払拭するような形に持っていくしかないだろうと思います。石田議員が言われるのはわかりますが、この条例の中に、今言われたようなことを盛り込むというのは難しいでしょうから、その下部の規則の中で制定し、早い時期に十分な説明をしていただくという形が一番いいだろうかと思います。

吉永美子委員 時間をかけて、この議案を審査してきましたが、本当に見えていないところがかなりまだあつて、これは来年度始まる子ども子育て支援の新制度について、新制度が始めるというところで、先ほどから出ておりますように、今後の市としての具体的な取り組みが見えてくると思いますので、この条例をつくっておかないと受け皿がないということですから、その点では認めざるを得ないのかなと思います。中の文章を見るとどうなんだろうというのはいっぱいあつたと思うんですけど、その辺については、条例の文章というよりも、今後の事業としてどうして行くかということによね、そこが一番なので、今後しっかりと担当委員会として、行政をチェックする機能を果たしていきたいと思います。

三浦英統委員 条例自体は仕方がないと思うんですけどね、ただ附帯決議の中で、十分今までの審議した内容を記載して、なおかつ今局長が言いましたように、決まった後の準則というんですか、これが決まる前に我々に示していただきたい。というのが、今まで中身を見て、少しどうだろうかという問題も条例の中にありますので、そこらあたりを十分執行にお示ししたほうがいいんじゃないかな。条例自体は、国の準則でございますので、変えられんということをおっしゃるので、仕方がないなと思っております。

小野泰委員 この条例は、議案説明にもありましたように、省令に定める基準を勘案し、本市の実情に省令で定める基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、省令で定める基準と同じ基準を定めるということで、同じものをそのまま持ってきたということで、いわゆる市独自でこれをかみ砕いてやったものではないというところが一番問題だろうと思います。そういうことで、先ほどからありましたように、例えば保育者についても必要な講習ということもありましたが、一体どこまでを認めるかということがきちっとない。その辺の不備がかなりあるような気がしますし、この文章の中でも、例えば16条の4 給与等かいうのがあるんですね。栄養素量の給与等。これは恐らく食を与えるという意味の給与と思うんですね。この辺とかですね。それから、28条の例の表があるやつの後のウにですね、各部分からその1に至るという書き方がしてあるんですね、この1も、この意味は恐らく屋内階段かなという感じはするんですよ、ですがこれを読んでもピンと来ない。これは恐らく、これをつくられた本省のほうはよく理解しながらだと思いますけども、これがそのままこの地域に当たらないと言いますか、そのまま使ってもわかりづらい。こういった面をもうちょっと細かく見ていただいて、出していただけたら一番よかったかなと思いますが、これはこれで通して、不備な面は委員長報告で言っていただくとか何とかしながら、カバーしていただきたいと思います。

矢田松夫副委員長 基本的に国の条例にしたがって、今回提案があったわけですが、これから市の条例制定をする場合に利用される方を含めて、意見がどこまで通るのか、もう一つは、そういった意見集約をする場を保障しつつ、市の独自の基準を示すようにしていただくということを、きちっと明確に当委員会ですべきだというふうに思います。

下瀬俊夫委員長 皆さんの意見を聞くと、条例修正よりも附帯決議というふうな意向が強かったように思うんですが、条例修正ではないということでもいいんですね。これで意見集約していいですね。「はい」と呼ぶ者あり)では、附帯決議ということで、今お手元に配っております附帯決議の内容について少し御意見を出してください。皆さんのほうで考えてほしいんですが、一番下の段の三行目、国が定める基準のみではなく、市独自の基準を定めるとともに、子供、子育てのための総合窓口を設置するなど、真に安心して子供を生み育てると、こういうふうに総合窓口を僕としては入れたいなと思っているんですが、皆さんの御意見は。

小野泰委員 私はこの3行目からが一番生きた文章だと思っていたので、さらにそこまで入れたら、なおさらいいかなと思います。

下瀬俊夫委員長 これはもう山陽小野田市独自の方向なので、具体的に言ったほうがいいと思います。ほかに。

三浦英統委員 研修も言っておるし、いろいろ他市の状況を見てみると、このように条例が、認定子ども園と、こういうふうにな一本になってきよるんで、子供課を創設するような今の文言はいいと思います。

下瀬俊夫委員長 それとさっき言われた施行規則の問題。あれは具体的にうたったほうがいいかね。

古川事務局長 施行規則をつくるのはわかっておりますので、施行規則を十分説明するよというの委員報告で言われたほうがいいと思います。それから一番最初の少子高齢化の高齢は要らないと思います。

下瀬俊夫委員長 少子化ね。はい。

岩本信子委員 さっき本当に施行規則のところ、一番私が問題にしてほしいのは、結局市の責任じゃなくて、今度は施設の責任ということになりますと、やはり職員を、研修を受けたぐらいの職員でいいということはないと思います。やはり、きちんと保育士という資格のある者を充てるよというぐらいの、山陽小野田市としての施行規則をつくってほしいと願います。

下瀬俊夫委員長 それは委員長報告の中で言いましょね。ほかにないですか。なければこの附帯決議をこの委員会で可決をするということにしたいと思っています。それでは執行部を入れて、条例を先に可決しないといけないので。

(執行部入室)

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。既に質疑を打ち切っておりますので、討論、採決ということになります。議案題70号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、この議案に討論がありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なしと認

めます。議案第70号について賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全員賛成。可決されました。それでは矢田議員から提案があるそうなので。

矢田松夫副委員長 今回の69号及び70号について、いろいろ2日間かけて議論をいたしました。まだ暗中模索というところでもありますけども、一応基本的な条例については可決をされたわけですが、今後さらにこの条例を生かすために、附帯決議を提案したいということです。読み上げて提案したいと思います。議案第69号山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第70号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する附帯決議。本議会は、議案第69号山陽小野田市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第70号山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する附帯決議について、下記のとおり決議する。記少子化が一層進行している現状において、子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりは喫緊の課題である。本市においても市総合計画基本計画の施策として、安心して子供を生み育てることができる環境づくりが掲げられており、重要な課題として取り組んでいかなければならない。このような中、子ども子育て支援新制度が平成27年4月から本格的に実施されることに伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を市が定めることとされたが、今後は本市の子育て環境の現状及び特性を十分調査、研究し、国が定める基準のみではなく、市独自の基準を定めるとともに子供、子育てのための総合窓口を設置するなど、真に安心して子供を生み育てることができる環境づくりの実現のため、更に取り組まれることを強く求める。

下瀬俊夫委員長 附帯決議が提案されました。これについて御意見ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり) いいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論のある方。(「なし」と呼ぶ者あり) はい。それでは委員会提出議案、議案第69号と70号に対する附帯決議について賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全員賛成で可決をされました。これは最終本会議で改めてかけられます。附帯決議が可決されたので、最後の議案第71号について説明をお願いします。

西田こども福祉課長 議案第71号山陽小野田市保育の実施に関する条例の廃止について御説明いたします。後は資料についても一緒に御説明いたします。これはですね、今まで児童福祉法第24条第1項の規定により、市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童について保育を実施することとなっていました。改正後の児童福祉法及び子ども子育て支援法の規定により内閣府令で定める事由によりまして、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について、保育を実施することとなり条例制定事項ではなくなったために、児童が保育に欠ける事由について定める山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止するものであります。次にですね、資料で御説明したいと思いますが、まず資料1をご覧ください。資料1でございますが、これは児童福祉法第24条第1項の比較でございますが、これは現行と改正後の比較したものでございます。二重線で引いてありますように、まず上の現行のほうでは、条例で定める事由となっているところが、改正後はこの法律及び子ども子育て支援法の定めるところとなっておりまして、条例決定事項はなくなっております。したがって、今度は資料2でございます。資料2が現行の山陽小野田市保育の実施に関する条例を見ていただくとわかると思いますが、第1条に児童福祉法第24条第1項の規定に基づきとありますので、ここの規定がなくなりますので、この条例を廃止するものでございます。次に、もう1回資料1を見ていただきますと、同じくまた二重線で、この法律及び子ども子育て支援法の定めるところによりですが、これは先ほど申しました内閣府令で定める資料、これは資料3でございます。これが内閣府令第44号でございますが、これは子ども子育て支援法施行規則が、この内閣府令第44号でございますが、これにより、先ほど廃止いたしました条例と同じような内容が書いてございますが、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について、

保育を実施することとなりますというふうに、こちらのほうに変わるわけでございます、条例は廃止するというような流れになっております。以上でございます。

下瀬俊夫委員長 71号について質疑を受けたいと思います。1点ほど聞きたいんですが、この児童福祉法24条の1項が残ったわけですね。残ったんだけど、これまでと違って行政責任がこれはどうなるんですか。行政責任はうたってるよね、24条1項にも。

西田こども福祉課長 行政責任については今までどおりあるということで解釈しております。

下瀬俊夫委員長 行政責任があるのに、行政責任がないような方向にいきよるんじゃないけど、これはなぜですか。それはそういうことができるの。保育責任がちゃんとうたってるよね。だから非常に複雑な制度になったんですね、これね。こういう保育責任が残ったのに、保育責任があるのかわからないのかからんような仕組みになってきよるんですが、いわゆる措置がなくなって、いわゆる今後私的契約になるということなんですが、この24条の1項というのは、今後どういう役割果たすことになるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これまでどおり、ちょっと文言、必要に欠けるから必要と思われるというような変更がありますが、国会審議の中でやはり市町村に保育の責任があるということが残ったということで、今後も市町村において責任をもって保育をするということでもあります。以上です。

三浦英統委員 これはあの今の同じようなあれですけどね、認定子ども園は除きますよと。ただしね、ここの認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条9項の規定による告示がなされたものを除くと、こう書いてあるんですけどね、保育をする保育所についてはまだ残るんじゃない

ないですか、今の責任が。それとですね、今の70号の関係、70号の関係も残るんじゃないでしょうか。この保育ということに関しては。これもやっぱり責任がないよと先日から言われておったんですけどね、残るのではないん。これも、こちらのほうも70号のほうも。議案第70号も。

下瀬俊夫委員長 何が残らんの。

三浦英統委員 責任が残らんの。市の、行政の責任。

下瀬俊夫委員長 いやいや、だから責任は残るわけですよ。

三浦英統委員 いやこの前から残りませんってあの、施設の責任ですってこういう言われ方しておったんですけどね。

下瀬俊夫委員長 ああ事故が起こったときね。だから行政責任は非常に限定的になるんですよ。

三浦英統委員 そこらをきちんと、ちょっとお話をお願い申し上げます。

河合健康福祉部長 第24条第1項においては保育所において保育しなければならないということで、保育所につきましてはですね、従前どおり市のほうで、保育所において保育する義務を負うということをごうたっているわけです。この後第2項というのが、改正後にございまして、その中で保育所以外の、例えば認定子ども園ですとか小規模保育等々につきましては、保育を確保するための措置を報じなければならないということになっております。だからこの24条第1項と第2項の関係についてですね、委員長さん言われているかと思われませんが、非常にそこら辺の解釈というのは難しいところではございますが、市といたしましては、これらの第1項及び第2項の条項によりまして、市は地域の実情に応じて保育所やその他の保育施設をですね、組み合わせて責任をもって地域の保育需要に対応することになると、こういうふうにございしているところではございます。

下瀬俊夫委員長 だからこれね、1項と2項をね、やっぱり載せんといかなかったね、これね。（「そうそう。」と発言する者あり）ほかにありますか。

なければこれで質疑を打ち切ります。議案第71号山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、これについて討論のある方、「なし」と発言する者あり）いいですか。じゃあ討論を打ち切ります。議案第71号について、賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 はい、全員一致。71号が可決をされました。休憩なしで引き続き行きます。執行部の方はよろしいですよ。

(執行部退席)

下瀬俊夫委員長 請願第7号について、審査に入ります。きょうは自由討議ですから、皆さんの積極的な意見を出していただきたいと思います。

小野泰委員 新ごみ処理施設の民間委託による包括運転管理という請願ですが、全体で包括民間委託とすれば、なかなか難しい部分もあろうかと思いますが、できるだけ願意を尊重して部分的に採択はできないものかと思っております。運転管理については来年から管理をするということで進んでおりますので、この中で具体的な内容として1番と5番、6番このあたりをうまく捉えてできないかなと思います。それで願意を尊重してやればいいのかという気がしていますので、そのあたりを審議していただければと私はそういうふうに思います。趣旨採択でできればと思います。

三浦英統委員 タイトルが包括運転管理という書き方がしてあるんですよ。今小野議員が言われたのは、その中を取って、1番と5番と6番ですか、1番については数字的に包括ということになると、この人数ではできんということで、これは変に思っておるんですが、5番、6番というのは地元雇用とか地元の業者を使えというのだからわかるんですけど、包括民間を部分採択できるのかどうか、その辺の判断なんですよ。包括と書いてあるものを部分採択というのはどうか。

古川事務局長 一般論で言いますと、趣旨採択はできません。しかしながら、請願というのは一方ではできる限り請願者の意向を酌み取るという、憲法に定められた請願をする権利から派生してきておりますので、部分採

択は可能であるとは本に書いてありますので、そのように委員会で判断されるということは可能であると理解します。どこを採択するかということは私に振られてもお答えできませんので、部分採択という手法をとることは可能であるとは考えております。

吉永美子委員 民間力の活用は絶対するべきだと思うんですね。ただ、この出された請願は、要は包括でやっていただきたいというところの思いですよね。だから今も民間に委託している部分はあるわけですから、思いとしては包括で管理していただくように、民間の力を借りるようなことをおっしゃっているんで、一つ一つを見ていっても包括で民間に委託することによって、こういう効果がありますよということをおっしゃっていただけますよね。ということは、なかなか難しいのかなという気がします。思いは酌み取りたいんですよ。民間力の活用はするのは当たり前と思っているんですけど、この請願に限って言うと、言われているのが一つ一つ包括にするとこうなるんですよ、包括にするとこうなるんですよというのが、見ていてもどうもそうとしか取れないとなると、これそのものを丸々、というか部分的にもどこを捉えて部分で取り上げられるんだろうということは、すごく悩みます。

三浦英統委員 今の意見と同じなんですけどね。1番にしても人員が8名プラスの1名ぐらいで9名ということ。包括民間委託ということになりますと、この前の川崎技研のお話の中では、20数名というような数字が出てきて、今言うここで書いてある6,000万とか4,200万とかいう数字の倍以上の数字が出てくるんですよ。包括民間委託をしたら。それは川崎技研さんだけの話。ほかのところはどのくらい出てくるかわかりません。ただ、要は包括民間委託にすると、ここのこの数字がものすごい上がってくると、倍ぐらいになるんじゃないかなろうかと予測しておるんですけどね。その辺の書き方が、これだけ見ると安いからいいなと思うんですけどね。現実はこの人数では通常の委託だけの人員の書き方なんですよね。だから今言われましたように悩みがあるのは1番の問題であろうと思います。ほかのところは大体普通の包括民間委託の書き方がしてあるんですけどね。そのように感じるんですけどね。

下瀬俊夫委員長 小野さんのほうから提案があったので、教えてください。

小野泰委員 それは、それぞれの見方によると思うんです。私はタイトルはそうであっても、これは将来的に運転管理を委託するという流れもできて

おりますので、そういうふうにごだわって捉えなくてもいいのではないかと気がします。そういう思いだけです。ですから願意をできるだけ酌んであげるといふ形でという思いでございます。

下瀬俊夫委員長 いやいや、三浦さんが言ってる話とちょっとかみ合うような話をしてください。

小野泰委員 三浦さんが言われたのは、先般焼却場に行って話を聞きましたら、包括民間委託をすれば25名という形でありました。現在の運転部分だけの管理をするという形で受け止めてますので、その部分だけ受け止めれば、多いんじゃないかなという気がします。ちょっと答えになりにくいですけどね。

矢田松夫副委員長 例えば6番なんかは市内業者を活用すれば、地域が潤うと書いてあるけど、結局今回の市民病院だって現実そうっていない。川崎が一手に引き受けると、運転の管理もやると、こういう現状はあり得ない。それから7番も、先日犬山市に行ったけれど、委託契約を長期化することによって、結局独占してしまって、競争原理が働かなくなって、委託された会社の思うがままというか、こういう弊害が出てきているというのが、この前行った視察の結果なわけだと僕は思うんじゃないけど、その辺小野さんはどう思うのか。

小野泰委員 包括民間委託であれば、予防保全的に機器の補修等を見込んでの予算ということで、かなり高額になると思います。ですからタイトルはこうですけど、そこまで踏み込まなくても、1番の部分だけの運転管理の委託ということだけを取り入れればいいんじゃないかと。

下瀬俊夫委員長 今の議論の中心は何かと言え、表題が包括委託になっているけど、請願者の提出された意図を酌み取って、一部でも採択ができるかどうか、一部採択が可能かどうかということ議論しようじゃないかという話ですよ。表題が包括委託になっていても中身の7項目のうち1項目でも2項目でも可能な限り採択をしたというときに、包括そのものを認めたわけではないということでもいいんですか、理解として。

古川事務局長 それは採択するときの委員長の趣旨説明等の中で、包括ということを出ているけど、内容については包括であろうと包括でなかろうと、どちらにしてもこれを採択することが、この事業をする上において、い

いと判断される部分があれば、そのような形で採択ということで部分採択ということも考えられると思います。

三浦英統委員 問題は行政の考え方なんですよね。行政自体はどうも包括ではなくて、通常の運転管理の委託だけというようなことを、前回言われたような気がするんですけどね、委員会の中で。その辺の兼ね合いも若干出てくるじゃないかなと思うんですけどね。議会自体が包括にもって行っておいて、当局はそのような説明をしておるとギャップも出てくるようになると思うんですけどね。包括というような言葉をのけて、運転管理の委託ならいいですよという願意を出せるかどうかなんですよね。衛藤さんが出してきておることに対して。衛藤さんがそういうことでいいよと、出された方がそういう意図ならいいんですが、いやどうしても包括民間委託でないとだめだということになれば、話が違ってくるんですよ。

石田清廉委員 少しよくわからない部分があるんですけど、包括という意味は全てでしょうから、いわゆる予防保全、ランニング期間中の予防保全全てを業者に、一業者に委託するのが包括でしょうから。ただ、執行部が出されておられるのが、民間委託、業務委託という捉え方ならば、根本的に違うんですよ。もしも、その趣旨が違うということならば、包括という請願を一旦降ろしてもらって、民間委託による運転管理の請願に切りかえていただければ、すんなりいけると思うんです。そういう方法はできるんですか。包括になっている以上は、一旦引き下げてもらわないことにはできないんじゃないですか。

下瀬俊夫委員長 例えば議会が包括に賛成であれば、一部採択しなくても、全面的に採択すればいいわけですよ。だったらこれ、包括を議会が賛成したということになるわけよね。ところが包括ではだめよというのが大体の空気であって、しかし請願の一部でも願意として一部採択ということが可能であれば、それは包括ではなくなるんですよ。

三浦英統委員 包括でないよというのがきちっと出てくれば、管理委託というのは現状も行っているんで、差し支えないと思っておるんですよ。ただ、新しい施設ですから、ある程度の故障というのは、まだ瑕疵という問題も残ってくるし、重大な瑕疵じゃなくて通常の瑕疵も出てくるし、運転管理上の支障が出てきた場合には、そのような保障期間が1年あるいは3年間あるんですから、その辺はいいだろうと思うんですけどね。何年

間の契約になっているかは私はわかりませんがね。

下瀬俊夫委員長 3年はあるやろうね。

三浦英統委員 そのぐらいまではあるはず。

下瀬俊夫委員長 そういう解釈でいいんかいね。例えば包括に賛成であれば、請願そのものを採択できるわけだけど、包括に賛成できないというときに、例えば一部採択になったときに、それは包括ではないというふうになるんですか。

古川事務局長 考え方としては、ここの願意は包括的に民間委託すべきという願意ですけど、皆さんの意見はそうではあるが、施設の運転管理を民間委託することには賛同できるというような流れだと思いますので、そういうことを述べる中で、この中から施設の運転管理に持っていける項目を拾い上げるというようなことは可能であるとは考えます。ですから、ほかの項目については触れないということは、採択しなかったという解釈が成り立つと思います。

下瀬俊夫委員長 ということのようです。ちょっとそこら辺を踏まえた議論をお願いします。

三浦英統委員 そういう内容で、この中の1番なり、先ほども言われました5番、6番とかであれば、部分採択ということで、委託よということを事前に委員長から報告してもらえばいいんじゃないかならうかと。包括ではないよというのをはっきり委員長報告の中に出してもらえば、包括委託ではないということになりますので、いいんじゃないかならうかと思えます。

下瀬俊夫委員長 請願者は基本的に議会にお任せすると、どうなってもいいと言ってます。

小野泰委員 衛藤さんは8年間の中で、特にバックフィルターの問題を言っておられて、すぐに市自体が対応しにくかったんでという思いで、ここまで出されたと思うんですけど。それはそれとして、今度新しいのができれば、すぐには破損したりしないと思いますし、とりあえずはこの1番だけでも皆さんで認めていただければ、これがいいかなと。それはそれとして、衛藤さんは全てお任せしますということでございます。ただ、

この請願そのものは取り下げる気持ちはないんでということでございましたので。

石田清廉委員 余分なことかもわからないけれど、この具体的な内容ですね、箇条書きしてありますけども、例えば1番の経費の問題。どこまで根拠があって具体性があるのか、これは問題があると思うんですよ。業者の方が見られたら、いやそんなことはないよ。あるいは市の職員が見られたら、そんなことはないよという数字かどうか、これは本当にどういう根拠で提示したのか。これを丸のみして私たちが認めた場合、後で指摘があったら問題ですよ。これは。それと予防保全についても安くつくとかそういうことが、多分提案者の主観がかなり入っている。衛藤さんは経験が豊富で、そういう立場にいらっしゃったからこういう書き方をしていますけども、たまたまメンテナンスに少し時間がかかった部分が印象に非常に強く残っておられてこういう書き方にしているとか。ですから箇条書きされている部分を全部認めるというわけにいかないんですよ。僕はこの請願そのものはとりあえず認められない。そう思います。

下瀬俊夫委員長 一部でもだめなんですか。どの部分だったらいいんですか。ここの皆さんの意向が包括ではないんだ、包括ではだめだというんだったら、委員長報告でちゃんと言います。請願者の意図を酌むんであったら、否決ではなしに、一部採択ということにしましたというふうになるわけですけど、これは皆さんが決めることです。まずは一部採択にするかどうかということで皆さん合意できますかね。これでいくんであったら5、6でしょ。1番がだめであつたら。

矢田松夫副委員長 執行部が出した提案をもう一回確かめんといけんけど、まず一つは、資金は公共が資金調達するよね。それから設計建設は民間がしたよね。管理運営はどうするかというのは出たかいね。

下瀬俊夫委員長 一応方向としては運転管理をやる。民間委託にする。

矢田松夫副委員長 出たかいね。

下瀬俊夫委員長 出た。

矢田松夫副委員長 正式に。

下瀬俊夫委員長 一般会計の予算審議の中で出ました。

矢田松夫副委員長 となると、表題にもっともらしいの二つぐらいつけて。

下瀬俊夫委員長 請願の表題は変えられんで。

矢田松夫副委員長 変えられんから、それにもっともらしいのをつけて。

下瀬俊夫委員長 はっきり一部採択というしかないですよ。

矢田松夫副委員長 そう思います。

古川事務局長 運転管理を民間委託にするということは、執行部の考えでもありますから、この中で一部採択するのであれば、運転管理と捉えられる項目を上げるという選択方法しかないのではないかと思います。

下瀬俊夫委員長 1番はだめという皆さんの意見ですから、「だめ」と呼ぶ者あり) 2番もだめでしょ。「だめ」と呼ぶ者あり) 3番。「だめ」と呼ぶ者あり) だめ。4番。「だめ」と呼ぶ者あり) だめ。5番。「5、6はいい」と呼ぶ者あり) 7番はだめじゃね。「だめ」と呼ぶ者あり) では皆さん5、6ということでもいいですか。「はい」と呼ぶ者あり) 一部採択。

岩本信子委員 要旨のところの設備の維持管理はのけるんですか。運転管理を民間委託とするだけとるんですか。それとも要旨は変えられずにこのまま入れるということなんですか。

下瀬俊夫委員長 請願そのものを採択しないから。5項目、6項目の一部採択ということで、委員長報告の中でやりますから。

岩本信子委員 わかりました。

下瀬俊夫委員長 それではこの請願について、とりあえず審査を打ち切ります。討論、採決をいたします。とりあえず一部採択という方向で、皆さんのほうで討論がありましたら。「なし」と呼ぶ者あり) では、一部採択に賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致。5項目、6項目の一部採択ということに決定しました。以上で民生福祉常任委員会を終わります。

午後4時58分 散会

平成26年9月19日

民生福祉常任委員会委員長 下瀬俊夫

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成26年9月19日(金)

午後3時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第70号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(こども)
- 2 議案第71号 山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について(こども)
- 4 請願第7号 新ごみ処理施設の民間委託による包括運転に関する請願書

児童福祉法第二十四条第一項の比較

(現行)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

(改正後)

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

○山陽小野田市保育の実施に関する条例

平成17年3月22日
条例第109号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市保育の実施に関する条例(昭和62年小野田市条例第7号)又は山陽町保育所条例(昭和62年山陽町条例第1号)の規定によりなされた保育の実施は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

平成二十六年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行つてい
る又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規
定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（
イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特
定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を
利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認
められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、法の施行の日から施行する。

(就労時間に係る要件に関する特例)

2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。